

任期付採用制度の運用状況について

平成 20 年 4 月 1 日現在

表1 任期付職員法に基づく条例の団体区分別制定状況

任期付職員法第3条に基づく採用を行うための規定

区分	制定済		条例提案に向けて 検討中	条例化の予定なし
		制定率		
都道府県	47	100.0%	0	0
政令指定都市	13	76.5%	1	3
市区町村	275	15.3%	184	1,335
計	335	18.0%	185	1,338

任期付職員法第4条に基づく採用を行うための規定

区分	制定済		条例提案に向けて 検討中	条例化の予定なし
		制定率		
都道府県	32	68.1%	7	8
政令指定都市	4	23.5%	2	11
市区町村	202	11.3%	194	1,398
計	238	12.8%	203	1,417

任期付職員法第5条各項に基づく採用を行うための規定

区分	制定済		条例提案に向けて 検討中	条例化の予定なし	
		制定率			
5 条 1 項	都道府県	32	68.1%	7	8
	政令指定都市	3	17.6%	2	12
	市区町村	177	9.9%	187	1,430
	計	212	11.4%	196	1,450
5 条 2 項	都道府県	31	66.0%	7	9
	政令指定都市	3	17.6%	2	12
	市区町村	173	9.6%	184	1,437
	計	207	11.1%	193	1,458
5 条 3 項	都道府県	31	66.0%	7	9
	政令指定都市	3	17.6%	2	12
	市区町村	181	10.1%	197	1,416
	計	215	11.6%	206	1,437

(注1) 「制定率」は、調査対象の全団体数(都道府県47、政令指定都市17、市区町村1,794、計1,858)に対する割合である。

(注2) 各条項により任用できる場合は、以下のとおり。

3条	1項	高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を一定の期間活用することが特に必要な場合	
	2項	1号	専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の時間を要するため、適任と認められる職員を部内で確保することが一定期間困難である場合
		2号	専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものである等当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定期間に限られる場合
		3号	前2号に準ずる場合として条例で定める場合
4条	1項	①一定期間内に終了することが見込まれる業務又は②一定期間に限り業務量の増加が見込まれる業務に採用する場合	
	2項	任期の定めのない常勤職員が前項の業務に従事する場合に、当該職員の従前の業務に従事させるために採用する場合	
5条	1項	①一定期間内に終了することが見込まれる業務又は②一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に、短時間勤務職員として採用する場合	
	2項	住民に対して直接提供されるサービスの提供時間を延長し、若しくは提供体制を充実し、又はその提供体制を維持させるために、短時間勤務職員として採用する場合	
	3項	部分休業、介護休暇を取得する職員の業務を代替するために短時間勤務職員として採用する場合	

表2 任期付職員の採用区分別・団体区分別採用状況

〔「採用数」上段:採用数(人)
「採用数」下段:採用団体数〕

	採用団体数		採用数												
	採用 実施率		3条						4条			5条			
			1項	2項	3号			1項	2項	3項	1項	2項	3項		
					1号	2号	3号								
都道府県	40	85.1%	282 (40)	42 (17)	157 (37)	125 (31)	21 (10)	11 (5)	78 (6)	48 (5)	30 (1)	5 (1)	5 (1)	0 (0)	0 (0)
政令指定都市	10	58.8%	156 (10)	19 (4)	14 (7)	12 (5)	0 (0)	2 (2)	41 (3)	41 (3)	0 (0)	82 (1)	82 (1)	0 (0)	0 (0)
市区町村	144	8.0%	2,050 (144)	38 (26)	179 (82)	131 (61)	21 (13)	27 (14)	357 (40)	323 (36)	34 (6)	1,476 (27)	193 (21)	1,281 (14)	2 (1)
計	194	10.4%	2,488 (194)	99 (47)	350 (126)	268 (97)	42 (23)	40 (21)	476 (49)	412 (44)	64 (7)	1,563 (29)	280 (23)	1,281 (14)	2 (1)

- (注) 1. 「採用団体数」は、調査時点において現に任期付職員を任用している団体数であり、採用区分ごとの内訳を「採用数」らんの下段に()で示した。[例えば、都道府県の特定任期付職員については、17団体で計42人を採用していることを示す。]
2. 「採用実施率」は、調査対象の全団体数(都道府県47、政令指定都市17、市区町村1,794、計1,858)に対する割合である。

表3 任期付職員の採用区分別・任期別採用状況

区分	採用数 (人)												
	3条						4条			5条			
	1項	2項					1項	2項					
		1号	2号	3号	1項	2項			3項				
1年以内	371	7	17	12	0	5	104	67	37	243	130	113	0
1年超～2年以内	205	24	48	27	7	14	64	62	2	69	8	61	0
2年超～3年以内	1,793	39	203	162	26	15	305	280	25	1,246	140	1,104	2
3年超～4年以内	29	10	18	14	3	1	1	1	0	0	0	0	0
4年超～5年以内	90	19	64	53	6	5	2	2	0	5	2	3	0
計	2,488	99	350	268	42	40	476	412	64	1,563	280	1,281	2

表4 任期付短時間勤務職員の採用区分別・勤務時間別採用状況

区分	採用数(人)			
	5条	1項	2項	3項
8時間以内	0	0	0	0
8時間超～16時間以内	192	1	191	0
16時間超～24時間以内	62	13	49	0
24時間超～32時間以内	1,309	266	1,041	2
計	1,563	280	1,281	2

表5 任期付職員の主な採用事例

【4条任期付職員】

	区分	採用した職・業務	採用事由となった業務	
徴税等関係	4条1項1号	市税徴収業務	—	
	4条1項1号	各種保険料等未収金対策業務	—	
	4条1項1号	国民健康保険料納付推進業務	—	
	4条1項2号	一般事務(市税等徴収業務)	—	
	4条1項2号	徴収業務職員	—	
医療関係	4条1項1号	医師業務	—	
	4条1項1号	保健師	—	
	4条1項1号	県立病院薬剤師	—	
	4条1項1号	県立病院診療放射線技師	—	
	4条1項2号	看護師	—	
	4条1項2号	メディカルソーシャルワーカー	—	
	4条1項2号	精神保健福祉士	—	
	4条1項2号	助産師	—	
	4条1項2号	臨床検査技師	—	
	4条1項2号	保健師・特定保健検診を中心とした保健業務	—	
福祉関係	4条1項1号	保育士	—	
	4条1項1号	介護福祉士	—	
	4条1項1号	福祉指導員	—	
	4条1項1号	福祉施策に関する業務	—	
	4条1項1号	介護支援専門員	—	
	4条1項1号	保育調理業務員	—	
	4条1項1号	介護保険業務	—	
	4条1項2号	母子自立支援員	—	
	4条1項2号	一般事務(介護保険業務)	—	
	4条1項2号	一般事務(障害者自立支援法関連)	—	
	4条2項	一般事務	介護保険滞納整理対策	
	4条2項	一般事務	障害者自立支援法関連	
	教育関係	4条1項1号	小中学校教諭	—
		4条1項1号	給食調理員	—
4条1項1号		幼稚園教諭	—	
4条1項1号		学校における栄養指導業務	—	
4条1項1号		高等学校実習船舶員	—	
4条1項2号		幼稚園教諭	—	
4条1項2号		給食調理員	—	
4条2項		学校栄養職員	小中学校の統廃合	
4条2項		学校事務職員	県立学校再編	
4条2項		用務員	—	
4条2項		学校教員(町単独加配教員)	—	
その他	4条1項1号	情報化施策に関する業務	—	
	4条1項1号	一般事務	—	
	4条1項1号	調理師	—	
	4条1項1号	国体開催準備及び運営業務	—	
	4条1項1号	まちづくり事業執行業務	—	
	4条1項1号	マラソン事務局従事職員	—	
	4条1項1号	土地区画整理事業に関する業務(測量設計)	—	
	4条1項1号	土地区画整理事業に関する業務(移転補償)	—	
	4条1項1号	総務部担当部長(合併協議会事務局長)	—	
	4条1項1号	専門員・発掘調査業務	—	
	4条1項1号	公共施設等建設	—	
	4条1項1号	村誌編纂業務	—	
	4条1項2号	文化財主事(埋蔵文化財の発掘調査)	—	
	4条1項2号	手話通訳士	—	
	4条2項	一般事務	協働のまちづくり	
	4条2項	一般事務	国民保護計画策定業務	
	4条2項	一般事務	地籍調査業務	
	4条2項	一般事務・窓口事務	図書館の管理運営業務	

【5条任期付短時間勤務職員】

団体名	区分	採用した職・業務	
徴税関係	5条1項	徴税業務	
	5条1項	収納課における滞納市税の解消業務	
医療関係	5条1項	医師	
	5条1項	看護師	
	5条1項	健康生活コーディネーター	
	5条1項	国民健康保険推進員	
	5条1項	診療報酬明細書点検員	
	5条1項	検診委託に関する業務	
	5条2項	医師	
	5条2項	保健師	
	5条2項	看護師	
	5条2項	歯科衛生士	
	5条2項	作業療法士	
	5条2項	保険専門職員(国民健康保険・介護保険事務)	
	5条2項	薬剤師	
	5条2項	医療事務専門職員	
	5条2項	後期高齢者医療制度従事職員	
	5条2項	国民健康保険課における窓口相談業務及び窓口案内業務	
	福祉関係	5条1項	保育士
		5条1項	生活保護世帯の自立支援推進に関する業務
5条1項		障害者自立支援法の施行に関する業務	
5条1項		社会福祉主事(ケースワーカー)	
5条1項		健康生活コーディネーター	
5条1項		親子教室母子指導員	
5条1項		肢体不自由児介助員	
5条1項		介護支援専門員	
5条1項		介護認定審査会従事職員	
5条1項		障害認定審査会従事職員	
5条1項		親子教室母子指導員	
5条2項		保育士	
5条2項		保育補助	
5条2項		延長保育従事員	
5条2項		障害のある児童の介助業務(学童クラブ)	
5条2項		障害のある幼児・児童・生徒への介助業務	
5条2項		放課後こどもクラブ(学童保育)指導員	
5条2項		留守家庭児童会室指導員	
5条2項	心理判定員		
教育関係	5条1項	学校園宿日直代行員	
	5条1項	給食調理員	
	5条1項	学校給食センター従事職員	
	5条2項	留守家庭児童会指導員	
	5条2項	学校図書館専任職員(小中学校図書館管理運営業務)	
	5条2項	教育支援センター指導員	
その他	5条1項	課題解決のための一時的な業務増	
	5条1項	学芸員	
	5条1項	一般事務	
	5条1項	司書	
	5条1項	住居表示整備事業に関する業務	
	5条1項	市民課サービスコーナー従事員	
	5条1項	家庭ゴミ収集業務	
	5条1項	市営住宅維持管理員	
	5条1項	市民球場管理員	
	5条1項	浄水場従事職員	
	5条1項	南部防災拠点管理員	
	5条1項	農業技術課長補佐職	
	5条1項	コンプライアンス担当専門監	
	5条1項	イベント開催準備業務	
	5条2項	教育相談員	
	5条2項	税証明発行業務	
	5条2項	地籍調査業務	
	5条2項	一般事務	
	5条2項	清掃業務	
	5条2項	事務職員(窓口業務)	
	5条2項	市民課サービスセンター従事員	
	5条2項	司書	
	5条2項	スポーツ指導員	
	5条2項	市民課業務従事職員	
	5条2項	市民課等における1階707-の窓口案内業務	
	5条2項	住民窓口業務	